

業務委託の契約解除について

建設局土木部路政課で発注した中央区浜野町地内外の「道路境界確定協議及び区域線測量業務委託（4-2）」の契約締結後に設計書の違算が判明したため、入札制度の公正性・透明性の趣旨に鑑み、契約を解除しましたので、お知らせします。

本件に関し、関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

1 契約解除日

令和4年12月15日

2 契約解除の理由

契約締結後に、入札時の予定価格および最低制限価格を算出する際の基礎となる設計書において単価に誤りがあったことが判明しました。

この誤った単価による最低制限価格をもって入札手続きを行い、本来落札者になることができない事業者を落札者(以下「本件落札者」という。)として決定してしまったものです。

本来であれば、正しい最低制限価格を下回った額で入札した本件落札者は失格となり、別の事業者を落札者とすべきでした。

※「予定価格」は入札価格の上限値、「最低制限価格」は入札価格の下限値

3 入札結果の誤り

本件落札者は、入札価格が10,304,000円であり、正しい最低制限価格を適用すると失格となることが判明しました。

予定価格	正 13,180,000円	誤 12,840,000円
最低制限価格	正 10,411,000円	誤 10,137,000円

4 原因

単価表の換算において入力を誤り、単価を1/10にしてしまった。

道路境界標設置	正 12,780円/本	誤 1,278円/本
---------	-------------	------------

5 経緯

令和4年10月19日	開札
10月27日	契約締結 (契約期間 令和4年10月28日～令和5年3月22日)
11月14日	単価に誤りがあったことが判明
11月15日	契約者に業務の一時中止を通知
12月15日	契約者と契約の解除およびそれまでに要した経費等の損害について市が支払うことで合意(合計306,000円)

6 再発防止策

違算による契約解除が続いている状況にあることから、設計図書の照査に当たり、改めてダブルチェックを徹底しチェック体制の強化を図るとともに、新たに違算防止策として、「違算事例」を使い職員研修を実施するほか、積算システムで注意喚起する機能の充実を検討して参ります

引き続き、職員の適正な業務遂行と再発防止に向けた取り組みを徹底して参ります。